

# 家畜共済

近年予想だにしない自然災害が多発しています  
公的な制度の家畜共済に加入し  
回避できない自然災害のリスクに備えましょう

北海道農業共済組合連合会

# 補償対象の家畜は・・・

牛



**出生後第6ヶ月目以上**

**子牛共済選択時は出生後第6ヶ月目未満の子牛および妊娠8ヶ月(種付後240日)以後の胎児**

馬



**出生後第5ヶ月目以上**

**胆振・日高地域にあっては出生後第3ヶ月目以上の馬が対象**

豚



**種豚: 出生後第6ヶ月目以上**

**肉豚: 出生後第20日、群単位引受方式の場合は第8月の月の末日までのもの**

# 引受（加入）方式は・・・

## （１）補償の種類と加入方式

### ア．補償の種類

- 死亡廃用共済
  - 疾病傷害共済
- ※ 死亡廃用共済と疾病傷害共済は  
どちらか一方だけでも加入できます。

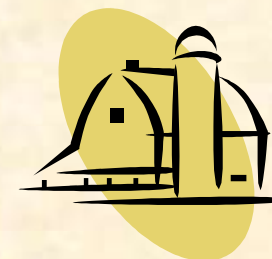
### イ．加入の方式

- 包括共済

**組合員ごと、対象家畜区分ごとに全頭加入**

- 個別共済

**家畜 1 頭ごとに参加**



# 引受（加入）方式は・・・

## （2-1）対象家畜（死亡廃用共済）

品 種	月 齢 別 区 分			
	胎児	6ヶ月齢未満	6～24ヶ月齢	24ヶ月齢以上
乳用雌	*1		育成乳牛（子牛等非選択）	<b>搾乳牛</b>
			育成乳牛（子牛等選択）	
乳用雄 肉用牛	*2		育成・肥育牛（子牛等非選択）	
			育成・肥育牛（子牛等選択）	
肉用雌			育成・肥育牛（子牛等非選択）	<b>繁殖用雌牛</b>
			育成・肥育牛（子牛等選択）	
馬雄 馬雌	育成・肥育馬			36ヶ月齢以上 <b>繁殖用雌馬</b>

種豚

群単位肉豚  
特定肉豚  
肉豚

肉用種種雄牛  
種雄畜

乳用種種雄牛  
種雄畜

種雄馬

# 引受（加入）方式は・・・

## (2-2) 対象家畜（疾病傷害共済）

品 種	月 齢 別 区 分		
	6ヶ月齢未満	6～24ヶ月齢	24ヶ月齢以上
牛	乳用雌	(子牛選択)	乳用牛 (子牛非選択)
	乳用雄	(子牛選択)	
	肉用牛	(子牛選択)	肉用牛 (子牛非選択)
	肉用雌	(子牛選択)	
馬雄 馬雌		一般馬	

種豚

肉用種種雄牛

種雄畜（個別）

乳用種種雄牛

種雄馬

### (3) 加入方式

包括共済：

**組合員ごと、対象家畜区分ごとに全頭加入**

死亡廃用共済

**搾乳牛、育成乳牛、繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬、種豚、肉豚**

疾病傷害共済

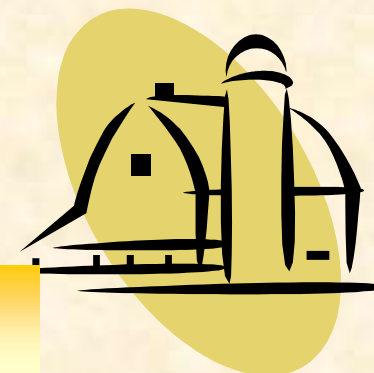
**乳用牛、肉用牛、一般馬、種豚**

個別共済：**家畜1頭ごとに加入**

死亡廃用共済

疾病傷害共済

**乳用種種雄牛、肉用種種雄牛、種雄馬**



# 共済掛金期間は・・・

共済金支払いの対象となる補償期間のことです。

- ・ **掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間です。**
- ・ **群単位肉豚は、群ごとに出生後第20日の日から出生後第8月の月の末日まで**



共済金額は・・・

(1) 死亡廃用共済

共済金の支払最高額のことです。

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合}$$

※ 共済価額は、包括共済では掛金期間中に飼養を見込む個々の家畜の評価額の合計額、個別共済では個々の家畜の評価額となります。

※ 付保割合は、最低2割（肉豚は4割）から最高8割の範囲で組合員が選択した割合です。



共済金額は・・・

(2) 疾病傷害共済

共済金の支払限度額のことです。

**0 < 共済金額 ≤ 病傷共済金支払限度額**

※ 共済金額はこの範囲で選択できます。

※ 病傷共済金支払限度額 = 期首の引受価額 × 病傷共済金支払限度率 × 短期係数

※ 期首の引受価額 = 期首時点の飼養家畜の合計価額 (50万円 × 引受頭数を上限とします)

## 共済掛金の額は・・・

死亡廃用共済と疾病傷害共済それぞれで次のように算定します。

$$\text{組合員負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} - \text{国庫負担掛金}$$

**！掛金には国庫負担があります。**

**牛・馬 50% 豚 40%**

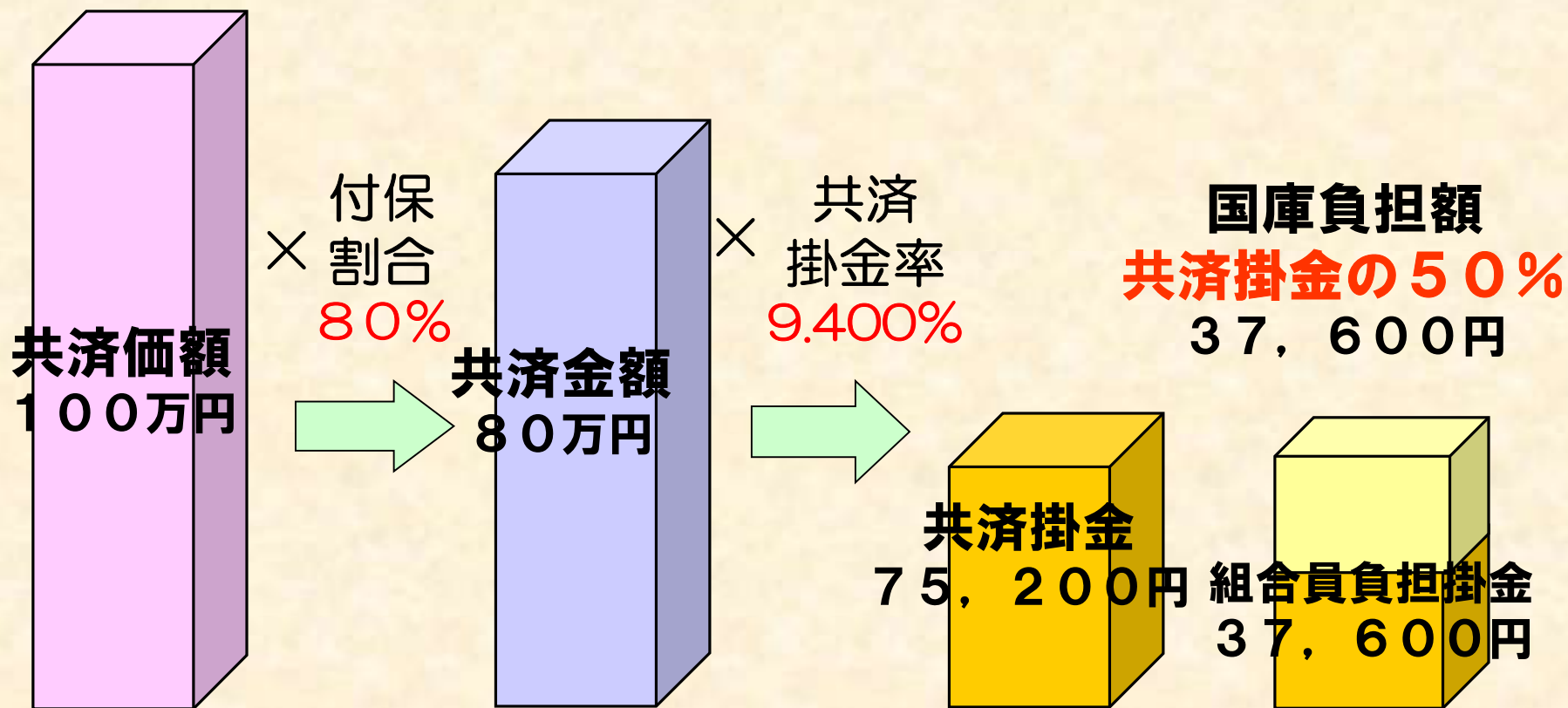
※共済掛金率は、3年ごとに改定されます。

※共済掛金率は組合員ごとの過去の損害率で設定した危険段階別共済掛金率を適用します。

# 共済掛金の計算例（死亡廃用共済）

- ・ 搾乳牛：3頭 付保割合：8割を選択

ア  評価額50万円 + イ  評価額30万円 + ウ  評価額20万円



# 共済事故の対象は・・・

共済金の支払い対象となる事故のことです。

死亡・ 廃用事故	すべての 補償対象家畜	死 亡	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法令殺を含む死亡</li><li>・ と殺による死亡は除く</li></ul>
	肉豚以外の 補償対象家畜	廃 用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1号廃用から7号廃用</li></ul>
病傷事故	肉豚以外の 補償対象家畜	疾 病 ・ 傷 害	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 獣医師の治療が必要な 程度の疾病・傷害</li></ul>

# 廃用事故の種類

- 1号：疾病・不慮の傷害で、死に瀕した時
- 2号：不慮の災厄によって救うことのできない状態となった時
- 3号：骨折・跛行等や農水大臣が指定する疾病・不慮の傷害で、治癒見込無く使用価値を失った時
- 4号：盗難や行方不明で、30日以上生死不明の時
- 5号：乳牛の雌、種雄牛、種雄馬が繁殖能力を失った時
- 6号：乳牛の雌が疾病・傷害により、泌乳能力を失った時
- 7号：牛が出生時に、奇形や不具により、将来の使用価値が無いことが明らかかな時

# 共済金の支払額は・・・

## (1) 死廃事故

次のAまたはBのいずれか小さい額が共済金となります。

$$A = (\text{事故になった家畜の評価額} - \text{肉皮等残存物価額} - \text{補償金}) \times \text{付保割合}$$

$$B = \text{事故になった家畜の評価額} - \text{肉皮等残存物価額} - \text{補償金} - \text{手当金} - \text{支援金}$$

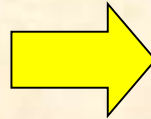
### 死廃共済金支払限度額：

過去に事故の多かった組合員は、共済金支払に限度額の設定があります。特定事故（火災、自然災害、法定・届出伝染病）については限度額はありません。

# 支払共済金の計算例（死廃事故）



評価額 50万円  
付保割合 80%



廃用事故：骨折により、  
今後の使用価値が無く  
なった。

**A：[事故になった家畜の評価額 50万円  
－肉皮等残存物価額 15,000円－補償金 0円]  
× 80% = 388,000円**

**B：事故になった家畜の評価額 50万円  
－肉皮等残存物価額 15,000円－補償金 0円  
－手当金 0円－支援金 0円 = 485,000円**

**支払共済金 = AまたはBいずれか小さい額**

**A：388,000円 < B：485,000円**

**Aの388,000円**

# 共済金の支払額は・・・

## (2) 病傷事故

病傷事故とは、獣医師の治療が必要な程度の疾病・傷害をいい、人の医療保険の保険診療に相当します。

- ・ **治療に要した費用の9割が共済金の対象となります。残り1割は自己負担となります。**
- ・ **病傷給付限度額の範囲内で共済金が支払われます。**
- ・ **組合営の家畜診療所獣医師の診療を受けた場合は、治療に要した金額の9割を支払ったものと見なします。残り1割は自己負担となります。**



# 期末調整と共済関係の解除について

## (1) 期末調整

死亡廃用共済では、掛金期間終了後に期中に飼養した頭数実績に基づき、共済掛金、支払共済金等の再計算（**期末調整**）を行います。

- ・ **組合員負担共済掛金、共済金等に差額が生じた場合は、当該差額の徴収又は払戻しを行います。**
- ・ **期末調整によって生じた組合員負担共済掛金と共済金の差額については、相殺することができます。**

# 期末調整と共済関係の解除について

## (2) 共済関係の解除

組合員等が養畜の業務の全部又は一部を止めた場合は、**共済関係の解除**を組合に申し出ることができます。

- ・ **死亡廃用共済では、解除の時点で期末調整を行います。**
- ・ **疾病傷害共済では、未経過分の組合員負担共済掛金を払い戻し、支払った共済金を再計算した結果、共済金額を越える場合は差額を徴収します。**

# 組合営の家畜診療所について

## 診療所の主な業務

1. 共済家畜の診療
2. 損害防止
3. 家畜共済の引受・損害認定に係る業務
4. 家畜共済の普及及び加入の推進
5. 畜産諸施策に対する協力

## 家畜共済に関する相談窓口

家畜共済の補償内容など詳しいことは、  
最寄りのNOSAIにお問い合わせください

NOSAIみなみ 本所	苫小牧市若草町5丁目5-3	☎0144-84-5862
石狩支所	江別市篠津401-4	☎011-382-5470
後志支所	倶知安町北3条東4丁目2	☎0136-22-0264
道南支所	北斗市東前74-2	☎0138-77-8211
いぶり支所	厚真町新町214-1	☎0145-27-3321
日高支所	新ひだか町静内本町4丁目1-6	☎0146-42-0904

十勝NOSAI 本所	帯広市川西町基線59-28	☎0155-59-2334
中部事業所	帯広市基松町基線35-12	☎0155-63-2206
南部事業所	広尾郡大樹町下大樹180-1	☎01558-6-2141
西部事業所	上川郡清水町字清水第1線50-41	☎0156-62-2072
北部事業所	足寄郡足寄町愛冠14-20	☎0156-29-8800
東部事業所	中川郡豊頃町中央若葉町23-3	☎0155-74-2421
北西部事業所	河東郡音更町駒場南3-4	☎0155-32-8010

NOSAI道央 本所	深川市1条5番5号	☎0164-22-7070
上川中央支所	旭川市東旭川町下兵村517	☎0166-36-2162
空知中央支所	岩見沢市7条東2丁目13	☎0126-22-0137
南空知支所	夕張郡長沼町宮下1丁目1-1	☎0123-88-3233
中空知支所	滝川市大町1丁目5-14	☎0125-22-2211
北空知支所	深川市1条5-5	☎0164-22-7111
上川北支所	士別市東山町3343-2	☎0165-23-4161
富良野支所	富良野市字南大沼の2	☎0167-23-4830
留萌支所	苫前郡苫前町字旭40-5	☎0164-64-2591
宗谷支所	稚内市末広4丁目2-31	☎0162-33-6565

NOSAI道東 本所	標津郡中標津町西6条南11丁目6-1	☎0153-77-9182
------------	--------------------	---------------

NOSAIオホーツク 本所	北見市美園497-1	☎0157-66-6000
興部支所	紋別郡興部町字興部772-1	☎0158-82-2836
湧別支所	紋別郡湧別町芭露194-2	☎01586-6-2201
大空支所	網走郡大空町女満別昭和149-10	☎0152-74-3900

北海道NOSAI	札幌市中央区北4条西1丁目1	☎011-271-7212
----------	----------------	---------------